

## 令和5年度 むなかたP a y 取扱店規約

令和5年度むなかたP a y 取扱店規約（以下「本規約」といいます）は、宗像市商工会（以下「発行者」といいます）が、株式会社まちなわ（以下、「受任者」といいます）に業務を委任して発行、販売、決済及び換金（以下、単に「発行等」といいます）するむなかたP a y（以下、単に「商品券」といいます）の利用ができる取扱店について、発行者と取扱店との間の契約関係を定めるものです。

受任者は発行等事務のうち電磁的方法による記録その他商品券の発行等にかかるシステム（以下、単に「システム」といいます）構築及び運行を「地域通貨プラットフォームサービス」を利用して発行等を行います。

発行者から取扱店としての登録を受けることを希望する者（以下「取扱店希望者」といいます）は、本規約にご同意いただいた上で、発行者に対し、取扱店登録をお申込みいただく必要があります。取扱店希望者が取扱店の登録をお申込みいただいた場合、本規約等に同意したものとみなします。

### （定義）

第1条 本規約において使用する用語の定義は以下の通りとします。

用語	定義
1. むなかたP a y	発行者が、受任者に事務委任して、発行等する電磁的方法により記録される前払式支払手段（商品券）であって、その発行等は、本規約及び発行者が別途定める「むなかたPay発行要綱」等の条件に従い、利用者が自らのスマートフォンにダウンロードした本アプリにより読み込むことができる形でシステム上にコインが登録され、利用者が本アプリにより取扱店においてQRコードを読み取り、取扱店の確認の下、利用するコイン数を入力することによりコイン利用が可能となる仕組みによるもの。
2. 取扱店	宗像市内に所在する店舗又は事業所において、発行者から指定を受け、利用者との間で自己が指定した対象商品等（商品やサービス、発行者の規約で認めるものに限る）について商品券を使用した取引を行う個人事業者及び法人。
3. 利用者	商品券の保有者及び保有希望者
4. 商品券使用取引	利用者が取扱店において、商品券のコインと引き換えに、対象商品等を購入、借受又はサービスの提供を受ける取引
5. 商品券使用取引相当額	利用者が取扱店の提供する商品又はサービスの取得のために対価として保有しているコイン残高から減じられるコイン数に相当する金額（1コイン＝1円）。コイン残高に相当する金額が商品又はサービスの価額に満たない場合にはコインで決済された分とする。
6. 本アプリ	利用者が商品券の発行を受け、利用する目的で利用者のスマートフォン上で利用するアプリケーションソフトウェア
7. 取扱店画面	発行者が指定したURLに取扱店がログインして操作ができる画面 ・店舗詳細の確認 ・利用履歴の確認 ・精算履歴の確認

### （取扱店の登録）

第2条 取扱店希望者は、宗像市内に所在し、一般消費者を対象に取引を行い、発行者が認める店舗又は事業所とします。なお、店舗面積が1,000㎡以上の小売店舗、ショッピングセンター、ドラッグストア、ホームセンター、家電量販店に該当する業種の店舗は大型店とし、それ以外を中小店と区分します。

- 取扱店希望者は、本規約及び要綱等の内容を理解し、承諾の上、発行者に対して書面により取扱店登録を申込みものとします。取扱店希望者は、発行者に対して、申込み時に記載又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
- 取扱店希望者が前項の申込みをした場合、発行者は、取扱店の登録審査を行います。発行者は、当該取扱店希望者に対して、当該取扱店希望者を取扱店として登録することを認めない場合に限り登録拒否の通知をします。
- 発行者と取扱店との間の契約は、発行者が前項に従って申込みを承諾したときに成立するものとします。
- 取扱店は、第2項に従い提供した情報について変更がある場合には、速やかに発行者へ最新の情報を申請するものとします。
- 取扱店は、商品券の使用期間の途中で、商品券の取り扱いを停止する場合又は商品券の取り扱いができなく

なる場合は、発行者へ事前に申請するものとします。

- 7 取扱店の登録料は、発行者の会員は無料、非会員は発行者に対し参萬円（消費税込み）を支払うものとします。

#### （商品券使用取引）

第3条 取扱店は、本規約及び要綱に従い、利用者との間で、商品券使用取引を行うことができるものとします。

- 2 取扱店は、自ら店頭において店頭に表示した自店を識別するQRコードを、利用者利用者のスマートフォン上の本アプリにより読み取らせ、取扱店が提供する商品又はサービスの価額（含む消費税相当額）に相当するコイン数を利用者に入力させることで決済させます。提示する商品券の未使用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は原則として商品やサービスを受けることはできません。ただし、取扱店の判断により、利用者は不足額を現金又は取扱店の指定する方法で支払うことにより商品やサービスを受けることができるものとします。
- 3 発行者は、その裁量により、いつでも商品券使用取引の内容の全部又は一部を変更、停止、又は中止することができるものとします。
- 4 取扱店は、次項に定める場合を除き、利用者からの商品券使用取引の申込みを拒絶してはならないものとします。ただし、取扱店が定める商品券使用取引の対象外となる商品又はサービスがある場合は、その旨を利用者へ明示しておかなければなりません。
- 5 取扱店は、利用者から商品券使用取引の申込みを受けた場合であっても、以下のいずれかに該当する場合、商品券による決済を行ってはならないものとします。
  - (1) 利用者から第8条第1項に定める対象商品等以外の商品又はサービスについて、商品券による決済を求められた場合
  - (2) 利用者から、本アプリの複製物、複写物による決済の申込みを受けた場合
  - (3) 偽造若しくは変造された本アプリを提示された場合
  - (4) 第1号ないし第3号に該当すると疑われる場合
  - (5) 発行者から、商品券使用取引の中止を求められた場合
- 6 取扱店は、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、商品券使用取引を取消し、又は解除しないものとします。利用者が取扱店から返金を受ける必要がある場合、取扱店は、自らの責任において対応を行うものとします。

#### （取扱店の販促物掲示等）

第4条 取扱店は、発行者所定の販促物等を、発行者（受任者又は再受任者を含む）の指示に従って掲示又は表示するものとします。

#### （商品券取引相当金額の換金）

第5条 商品券取引相当金額は、第3条第2項に定める利用者による操作が本システムに反映された時点で確定するものとします。

- 2 取扱店の換金手数料は、商品券取引相当金額に発行団体の会員は1%、非会員は3%を乗じた額（消費税込み）とします。ただし、令和5年度の換金手数料は原油価格・物価高騰対策支援を目的に会員は無料、非会員は商品券取引相当金額に2%を乗じた額（消費税込み）とします。なお、1円未満の換金手数料は切り上げとします。
- 3 商品券取引相当金額の換金は、受任者が、発行者が定めた本規約及び要綱等による換金方法<sup>(\*)</sup>に基づき、取扱店の予め指定した預金口座に振り込みます。振込手数料は取扱店の負担としますが、予め指定した預金口座が筑邦銀行又は福岡県信用組合の場合、振込手数料は無料とします。なお、換金最終回（令和6年1月11日～31日締め切り、令和6年2月13日振込み）に限り、発行者が負担します。換金のタイミングは、取扱店毎の未換金の商品券取引相当額<sup>(\*\*)</sup>から換金手数料及び振込手数料を差引いた額（以下、「換金額等」といいます）を当月10日24時締め切り分を当月20日に振り込みます。ただし、振込日が土日祝日の場合は翌営業日とします。

<sup>(\*)</sup> 全店共通券、中小店専用券各々の未換金商品券取引相当金額が1万コイン未満の場合には振り込みを行わず、各々1万コインを超えたタイミングで定められた期日に振り込みます。なお、換金最終回はコイン数に関わらず未換金商品券取引相当金額を定められた期日に振り込みます。

<sup>(\*\*)</sup> 未換金の商品券取引相当額は、本規約の第3条第5項に基づき取消し又は解除された商品券使用取引に係る商品券取引相当金額、第6条第2項又は第4項に従い支払を要しない商品券取引相当金額は含みません。また、未換金の商品券取引相当金額は、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額の合計額

を控除した残額とします。

- 4 いずれの場合でも、発行者の預金口座の残高が、換金請求額に満たない場合には、受任者は振り込みを行いません。
- 5 振込額等の内訳及び手数料の明細については、受任者が提供するシステムで確認し、表示画面を以って証憑とします。なお、システムで振込額等の内訳及び手数料の明細を確認できるのは、商品券の使用期間が終了した日の翌日から60日間とします。

(不正な商品券使用取引の処理)

- 第6条 取扱店が第3条第5項第1号ないし第5号のいずれかに該当する商品券使用取引の申込みを受けたとき、又は同項各号のいずれかに該当する場合において商品券使用取引を行ったことが判明したときは、取扱店は、発行者に対しその旨を直ちに通知するとともに、発行者が行う調査に協力するものとします。
- 2 取扱店が第3条第5項第1号ないし第3号及び第5号のいずれかに該当するにもかかわらず商品券使用取引を行った場合、発行者は、取扱店に対し、当該商品券取引相当金額を支払う義務を負わないものとします。
  - 3 前項に規定する場合で、発行者が取扱店に対し当該商品券使用取引にかかる金額を支払済みであるときは、取扱店は、発行者に対し、当該金額を返還しなければならないものとします。かかる返還の方法は、当該商品券使用取引の翌週以降の適当な商品券取引相当金額から当該商品券使用取引にかかる金額を差し引く方法によるものとします。翌月以降において金額の差引支払ができないときは、取扱店は、当該未返還額を発行者による請求に従い、支払うものとします。
  - 4 取扱店が第3条第5項第5号に該当するにもかかわらず商品券使用取引を行ったと発行者が判断した場合、又は取扱店が第1項に定める通知もしくは調査への協力を怠った場合、発行者は、取扱店に対し、当該商品券使用取引にかかる金額の支払を拒絶することができるものとします。なお、当該商品券使用取引が第3条第5項第1号ないし第3号に該当しないことが判明した場合、発行者は、取扱店に対し、当該商品券使用取引にかかる金額を、直近の商品券取引相当金額に上乘せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとします。対応する商品券使用取引がない場合、発行者は、その週が属する月の翌月末日までに商品券取引相当金額を支払うものとします。

(クレーム対応等)

- 第7条 取扱店は、対象商品等に関連して、利用者又は第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、発行者、受任者及び再受任者にいかなる迷惑もかけないものとします。
- 2 取扱店は、前項のクレームを解決するにあたって、利用者又は第三者の意向を尊重し、速やかに対応するものとします。
  - 3 取扱店は、対象商品等に関連して、法令違反又は行政処分等の対象となることが認められ、又はそのおそれがあると認めるときは、その内容及び経過を発行者が定める方法で、発行者に対して報告するものとします。また、取扱店は前二項のクレーム対応上又は本項に定める法令違反等の事由により、利用者へ通知、プレスリリース又は自主回収などを行う場合には、事前に発行者にその内容を通知するものとします。

(禁止事項及び遵守事項)

- 第8条 取扱店は、商品券使用取引の利用に際して、以下に記載する行為を行ってはなりません。
- (1) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に反する行為
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為
  - (3) 第三者に取扱店の地位又は権利の譲渡、貸与その他の処分をする行為
  - (4) 発行者が指定する商品券使用取引を使用できない(i)～(xi)の商品又はサービスに対して商品券で決済する行為
    - (i) 金券、商品券、ギフト券、ビール券、図書券、郵便はがき、切手、印紙、回数券、プリペイドカード、換金性の高いもの
    - (ii) たばこ等、法律で販売価格が決まっているもの
    - (iii) 金融機関での取引、金融商品(有価証券、保険商品等)
    - (iv) 宝くじ、ギャンブル性のあるサービス
    - (v) 家賃・地代、不動産取引、駐車場料金、新聞の定期購読等、契約により定期的に支払いが決まっているもの
    - (vi) 医療費(医療保険適用のある診察代、薬代、介護保険料等)

- (vii) 税金
  - (viii) 公共料金（電気料金、ガス代、水道料金、電話料金、通信料等）、乗車券、定期券
  - (ix) 特定の宗教や政治団体と関わるもの、公序良俗に反するもの等
  - (x) 会費、組合費、共済に類するもの
  - (xi) その他（消費喚起が見込まれないもの、商品券の趣旨にそぐわないもの等）
- (5) 経営者が自身の経営する店舗の商品又はサービスに対する支払い
  - (6) 事業用の仕入、資産の購入など事業用の取引に対する支払い
  - (7) 商品券の使用期間開始前に提供された商品又はサービスに対する支払い
  - (8) 商品券の使用期間終了後に提供された商品又はサービスに対する支払い
  - (9) 未使用商品券の換金又は架空の取引により商品券を現金化する行為
  - (10) 出資及び買掛金、未払金に対する支払い
  - (11) 契約により定期的に支払いが決まっている商品又はサービスに対する支払い
  - (12) その他発行者が不相当と判断する行為
- 2 発行者は、取扱店が前項に違反したと判断した場合、事前に対取扱店に通知することなく、以下のいずれか、又はすべての制裁措置をとることができます。
- (1) 本契約の解除
  - (2) その他、発行者が必要かつ適切と判断する措置
- 3 取扱店は、発行者が商品券の利用促進を目的として、印刷物、電子媒体等に取扱店の名称及び所在地等を掲載する旨の申入れをした場合、これに協力しなければなりません。
- 4 取扱店は、発行者から提供を受けた取扱店の情報を登録したQRコード（QRコードが表示された紙面その他の媒体を含む）を適切に維持・管理しなければなりません。また、発行者よりQRコードの設置、掲示、交換、廃棄に関する指示がある場合は、その指示に従わなければなりません。
- 5 取扱店は、発行者から提供を受けた取扱店の情報が登録されたQRコードを受領し、商品券取引が開始された後は、利用者からの商品券の利用に応じなければなりません。
- 6 取扱店は、発行者が別途書面により事前に承諾した場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとします。

#### （秘密保持義務）

- 第9条 取扱店は、本規約及び要綱等に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」といいます）を第三者に漏えい・開示・提供してはならないものとします。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合及び法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、相手方への事前の通知（ただし、法令等の定めにより事前に行うことが許容されない場合には事後速やかな通知）を行うことを条件として、開示することができるものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
- (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
  - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
  - (3) 開示の時点で公知の情報
  - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

#### （個人情報の取り扱い）

- 第10条 取扱店は、本規約及び要綱等の履行及び商品券使用取引において、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定義される意義を有するものとします）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項としてその保護するとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとします。
- 2 取扱店が、本規約及び要綱の履行又は商品券使用取引により取得した個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければなら

らないものとしします。

- 3 取扱店は、本規約及び要綱等の履行又は商品券使用取引により取得した個人情報（以下「本個人情報」といいます）の取り扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとしします。
- 4 取扱店は、本個人情報を、本規約及び要綱等の履行又は商品券使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複写、複製、改変、加工等してはならないものとしします。
- 5 取扱店は、本個人情報の取扱記録を作成し、発行者から要求があった場合、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとしします。また、発行者は、取扱店の本個人情報の取得、取り扱い又は管理状況を調査するため、取扱店に事前に通知したうえで取扱店の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、取扱店は、発行者の調査に協力するものとしします。
- 6 取扱店は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発行者に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を発行者と協議し、発行者の指示に従って適切な措置を講じるものとしします。取扱店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を発行者に対し書面にて報告するとともに、発行者と協議のうえ決定した再発防止策を取扱店の責任と費用負担で講じるものとしします。
- 7 取扱店は、本規約及び要綱等に違反し又は本取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、発行者が本人若しくは第三者から請求を受け、又は発行者と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、取扱店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとしします。取扱店は、本規約及び要綱等に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、発行者が損害を被ったときは、発行者に対して当該損害を賠償しなければならないものとしします。

#### （契約期間）

第11条 本契約は、第2条第4項に基づく本契約の成立時に効力を生じ、商品券の使用期間が終了した令和6年2月末日まで有効とします。

#### （解約）

- 第12条 取扱店は、解約日の1週間前までに、発行者の指定する書面又は方法により、本契約を解約することができます。
- 2 発行者は、解約日の1週間前までに取扱店に書面その他の適切な方法で申し入れることにより、本契約を解約することができます。
  - 3 前1項及び第2項によって本契約が解約された場合、取扱店は、取扱店である表示をただちに撤去しなければなりません。

#### （解除）

- 第13条 発行者は、取扱店が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除することができます。
- (1) 本規約及び要綱等に違反したとき
  - (2) 取扱店が発行者の定める登録基準を充足しないとき
  - (3) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
  - (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
  - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又はは特別清算手続開始の申立てがされたとき
  - (6) 取扱店の信用状態に重大な変化が生じたとき
  - (7) 解散又は営業停止状態となったとき
  - (8) 発行者による連絡が取れなくなったとき
  - (9) 販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき
  - (10) 取扱店に対してクレームが頻発し、発行者が取扱店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、取扱店が必要な対応を行わないとき
  - (11) 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、取扱店にふさわしくないと発行者が判断したとき
  - (12) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると発行者が判断した場合
  - (13) その他発行者が取扱店との本契約の継続が困難であると判断した場合
- 2 本条に基づき本契約が終了した場合でも、発行者は、取扱店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他取扱店に生じた損害につき一切責任を負いません。

(契約終了時の処理)

- 第14条 本契約が終了した場合、その理由の如何を問わず、取扱店は、直ちに商品券使用取引を停止します。
- 2 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。
- 3 本契約終了後も、第6条（不正な商品券使用取引の処理）、第7条（クレーム対応等）、第8条（禁止事項及び遵守事項）第4項及び第6項、第9条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第16条（責任の制限、損害賠償、費用負担）、第17条（連絡、通知）、第19条（権利の譲渡等）、第20条（協議）、第21条（準拠法、管轄裁判所）の各規定については、その効力が存続するものとします。

(反社会的勢力との取引拒絶)

- 第15条 取扱店は、その親会社、子会社等の関連会社並びにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「取扱店等」といいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 取扱店は、取扱店等が自ら又は第三者を利用して、発行者又は第三者に対し、次の各号の事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 発行者は、取扱店等が前二項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約及び発行者と取扱店間に存在する他の契約の全部若しくは一部の履行を停止し若しくは契約を解除し、又はその取扱店の全部又は一部の登録を抹消することができるものとします。
- 4 発行者は、本条の解除等により、取扱店に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとします。

(責任の制限、損害賠償、費用負担)

- 第16条 取扱店は、取扱店と利用者との間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、すべて取扱店の責任と負担において解決するものとします。
- 2 発行者は、取扱店と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。また、これらの紛争について、取扱店の同意を得ることなく、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。
- 3 発行者及び受任者、再受任者は、商品券使用取引の提供に関し、利用者の逸失利益の消失を含む一切の損害賠償責任を負いません。
- 4 取扱店が、本規約及び要綱等に違反し、発行者及び受任者、再受任者に損害を与えた場合、取扱店はその損害を賠償しなければなりません。

(連絡、通知)

- 第17条 取扱店は、発行者へ連絡する場合、発行者が指定するコールセンターに連絡を行うものとします。
- 2 発行者から取扱店に対する連絡は、取扱店が本契約に関する通知先として登録した電話番号への架電若しくはファックス又は電子メールの送信、その他、発行者が適切と判断する方法により行います。
- 3 前項の通知方法により通知がなされた時点で通知が完了したものとみなします。

(規約の変更)

第18条 発行者は、その合理的な裁量により、本規約を変更できるものとします。発行者が本規約を変更した場合には、かかる変更及び変更内容を発行者所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切であると判断する方法により、取扱店に対して、本規約等を変更する旨及び変更後の内容並びにその効力発生時期を通知連絡するものとし、その効力は効力発生時期から生じることとします。

(権利の譲渡等)

第19条 取扱店は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れその他形態を問わず処分することはできないものとします。

(協議)

第20条 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、発行者及び取扱店は、誠実に協議して解決を図るものとします。

(準拠法、管轄裁判所)

第21条 本規約の準拠法は日本法とします。商品券使用取引に関連して発行者と取扱店との間に生じた紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(免責)

第21条 発行者、受任者及び再受任者は、取扱店が本規約に違反した場合又は発行者、受任者及び再受任者の責によらない通信機器、回線もしくはシステムやコンピューター等の障害、又は災害、事変等やむを得ない事由により、商品券の発行を休止又は停止した場合において、取扱店に逸失利益の消失を含む損害が発生しても、発行者、受任者及び再受任者は、その損害に対する措置や賠償責任は負いません。

以上

改定 令和5年9月19日